

**経済センサス・基礎調査・商業統計調査にご協力を  
お願いします**

経済センサス・基礎調査・商業統計調査とは、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づいた基幹統計調査で、全国すべての事業所および企業を対象とした大規模な調査です。

徳島県知事が任命した調査員が、6月下旬にお配りした調査票を、7月1日以降受け取りにうかがっています。  
ご協力よろしくお願ひします。

**経済センサス・基礎調査・  
商業統計調査コールセンター**

午前9時から午後8時まで  
**☎ 0120・0701・70**  
(平成26年7月31日(木)まで。  
通話料は無料です)

**[市役所のお問い合わせ先]**

市総務課統計情報担当（市役所3階）  
AX33・3253  
FAX32・3803  
Mailtokei@city.komatsushima.tokushima.jp

## 国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

平成26年度の国民年金保険料は**月額15,250円**ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※所得審査対象者の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までは所得状況を除外して審査が行われます。  
(雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。)

### ① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

免除の種類(月々の保険料)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1) × 35万円+22万円	1/2が反映
3/4免除(3,810円)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	5/8が反映
半額免除(7,630円)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3/4が反映
1/4免除(11,440円)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7/8が反映

### ② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

### ③ 学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証(コピーでも可)をご提示ください。

#### ◆保険料の追納◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、  
当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

#### お問い合わせ・申請先

市健康増進課年金担当  
(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120  
FAX 35・0173

Mail : kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

